

## 【オーストラリア】2023年国民投票（手続規定）改正法

主幹 海外立法情報調査室 内海 和美

\* 豪州の先住民族に関する連邦憲法改正を想定し、2023年3月、憲法改正に必要なとなる国民投票の手続等を定めた「1984年国民投票（手続規定）法」の改正が行われた。

### 1 背景

#### (1) 「心からのウルル声明」—豪州の先住民族—

2017年5月26日、先住民族（アボリジナル・ピープル（Aboriginal People）及びトレス海峡諸島民（Torres Strait Islander People）<sup>1</sup>の代表者（250人）が参加した「先住民族全国憲法会議（First Nations National Constitutional Convention）」<sup>2</sup>において、「心からのウルル声明（Uluru Statement from the Heart）」<sup>3</sup>（以下「声明」）が発表された。声明は、「（先住民族に）力を与え、自分たち自身の国で正当な地位を占めるために憲法改正を求める」ものであり、具体的には、①先住民族の意思を国政に反映させるための機関「先住民族の声（First Nations Voice）」（以下「Voice」）の設立及び憲法への明文化、②政府と先住民族間の合意形成及び先住民族の歴史について真実を語るためのプロセスを監視する「マカラタ委員会（Makarrata Commission）」<sup>4</sup>の設置を要求した。

2022年5月に政権交代したアルバニージー（Anthony Albanese）労働党政権は、先住民族と非先住民族との格差<sup>5</sup>是正に向け、声明の完全（in full）実施を優先課題に掲げており<sup>6</sup>、2023年3月30日、Voiceを設置するための連邦憲法改正案<sup>7</sup>を連邦議会下院に提出した。

#### (2) 憲法改正のための国民投票

連邦憲法の改正は、憲法改正案が連邦議会各議院において総議員の過半数によって可決され、

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年6月22日である。

<sup>1</sup> 豪州統計局（Australian Bureau of Statistics: ABS）によると、2021年の豪州の先住民族の人口は812,728人で、豪州総人口（約2540万人）の約3.2%を占める。“Snapshot of Australia.” ABS website <<https://www.abs.gov.au/statistics/people/people-and-communities/snapshot-australia/2021#data-download>> なお、トレス海峡（Torres Strait）とは、豪州北東部ヨーク岬半島とパプアニューギニアの間に位置する海峡である。

<sup>2</sup> 先住民族全国憲法会議は、国民投票評議会（Referendum Council. 先住民族を憲法上認めるための憲法改正について、首相及び野党党首へ助言を行うため、2015年12月7日設置。2017年6月30日、最終報告書（Final Report of the Referendum Council. <<https://www.referendumcouncil.org.au/final-report.html>>）を提出し任務を終了した。“The Council.” Referendum Council website <<https://www.referendumcouncil.org.au/council.html>>）により招集され、2017年5月23日から26日までの4日間、豪州中央部に位置するウルル（Uluru. 英語名 Ayers Rock）近郊で開催された。

<sup>3</sup> “Uluru Statement from the Heart.” Uluru Dialogue website <<https://ulurustatemdev.wpengine.com/wp-content/uploads/2022/01/UluruStatementfromtheHeartPLAINTEXT.pdf>>

<sup>4</sup> 「Makarrata」とは、アーネムランド（Arnhem Land. 豪州北部準州にある地域名）に居住するヨルング族（Yolngu）の言葉で、「紛争解決、平和創造、正義のプロセス」や「争いの後の結集」を意味する。

<sup>5</sup> 先住民族は非先住民族と比較し、平均寿命が約14歳（女性14歳、男性13.8歳）短く、死亡率は1.7倍である。また自殺率も高い。このような格差が生じる原因として、様々な社会的要因（教育水準、雇用機会等の低さ、劣悪な居住環境等）が指摘されている。Royal Flying Doctor Service of Australia “Rural and Remote Health Base Line 2022,” pp.8, 17-18, 23. <<https://www.flyingdoctor.org.au/download-document/best-bush-rural-and-remote-health-base-line-2022/>>

<sup>6</sup> “Labor’s Commitment To First Nations Peoples,” Labor, 2022, p.6. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/partypol/8638543/upload\\_binary/8638543.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22library/partypol/8638543%22%3B%20House%20of%20Representatives%20Official%20Hansard%202022.7.27%20p.107%20-%20https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/25918/0080/hansard\\_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/partypol/8638543/upload_binary/8638543.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22library/partypol/8638543%22%3B%20House%20of%20Representatives%20Official%20Hansard%202022.7.27%20p.107%20-%20https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/25918/0080/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

<sup>7</sup> Constitution Alteration (Aboriginal and Torres Strait Islander Voice) 2023. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023B00060>> 2023年5月31日連邦議会下院、同年6月19日同上院で、それぞれ可決された。

両院通過後 2 か月以上 6 か月以内に国民投票に付され、承認されることにより成立する。国民投票で承認されるには「二重の多数 (double majority)」、つまり、①連邦全体の投票総数の過半数の賛成、かつ②過半数の州 (4 州以上) において、各州の投票総数の過半数の賛成を得なければならない (憲法第 128 条)<sup>8</sup>。Voice 設置に関する憲法改正について、連邦政府は、憲法改正案の可決後、2023 年 10 月～12 月に、国民投票の実施を見込んでいる<sup>9</sup>。

実施されれば 24 年ぶりとなる憲法改正国民投票を想定し、国民投票手続と、「1918 年連邦選挙法」<sup>10</sup>に規定された選挙手続との整合性を図るため、2022 年 12 月 1 日、「1984 年国民投票 (手続規定) 法」 (以下「国民投票法」) を改正する法律案が連邦議会に提出され、2023 年 3 月 27 日、「2023 年国民投票 (手続規定) 改正法」<sup>11</sup>が成立した (同日施行)。

## 2 2023 年国民投票 (手続規定) 改正法の概要

改正法は、全 3 か条 (略称、施行日等)、附則 11 編から成る。主な改正内容は次のとおり。

### (1) 国民投票運動を行う団体等の報告書提出義務の新設 (附則第 4)

国民投票支出期間 (国民投票令状<sup>12</sup>が発せられる 6 か月前から国民投票当日まで) に、開示基準額<sup>13</sup>を超える支出のあった国民投票運動を行う団体・個人 (以下「団体等」) は、国民投票日から 15 週以内に、団体等が負担した支出の明細、受けた寄付の総額及び寄付者総数を豪州選挙委員会に報告しなければならない。違反した場合、60 ペナルティ・ユニット<sup>14</sup> (以下「PU」) 等の民事罰が課される (国民投票法に第 VIII A 章を追加。同章第 109E 条)。同委員会は、提出された報告書を「透明性登録簿」<sup>15</sup>に登録し、投票日から 24 週以内に公開する義務がある (連邦選挙法第 320 条の改正)。

### (2) 国民投票に対し外国から影響を受けるリスクを低減するための措置の新設 (附則第 4)

国民投票支出期間に、国民投票運動に使用されることを意図して、外国人が団体等に 100 豪ドル以上を寄付した場合、当該外国人又は団体等は、100PU 以下の罰金や、200PU 等の民事罰が課される (国民投票法第 VIII A 章第 109J 条)。国民投票運動を行う外国人が、国民投票運動への支出のために 1 会計年度に 1,000 豪ドル以上の負担又は資金調達を行った場合、200PU 等の民事罰が課される (同第 109L 条)。

### (3) 放送広告禁止期間 (Advertising Blackout Period) の新設 (附則第 9)

放送サービス法<sup>16</sup>附則第 2 を改正し、国民投票日前の木曜日から国民投票の終了まで (3 日間)、放送事業者 (商業 TV 放送、商業ラジオ放送、コミュニティ放送、有料 TV 放送の免許を有する者等) が国民投票関連広告を行うことを禁じた。ソーシャルメディアは含まれない。

<sup>8</sup> 山岡規雄「諸外国の国民投票法制及び実施例 (2019 年版) : 基本情報シリーズ 26」『調査資料』2018-1-a, 2019.3, pp.10-13. <<https://doi.org/10.11501/11253574>> 過去に 19 回の国民投票が行われ、44 の改正案が国民投票に付されたが、承認されたのは 8 つのみである。山岡 同上

<sup>9</sup> “Transcript: Hiroshima, Prime Minister, Visit to Japan; G7 Summit; Quad Leaders Meeting; South Korea; Brazil; Ukraine; China; Stan Grant,” 2023.5.19. <<https://www.pm.gov.au/media/doorstop-interview-hiroshima>>

<sup>10</sup> Commonwealth Electoral Act 1918, No.27. <[https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00067/Html/Volume\\_1](https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00067/Html/Volume_1)>

<sup>11</sup> Referendum (Machinery Provisions) Amendment Act 2023, No.11. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023A00011>>

<sup>12</sup> 内閣の助言に基づき連邦総督により発せられる、国民投票実施のための令状 (国民投票法第 7 条)。

<sup>13</sup> 開示基準額改定日 (2023 年 7 月 1 日) までに連邦議会総選挙が行われない場合、15,200 豪ドル。改正法附則第 4 第 8 条第 1A 項。1 豪ドルは、約 89 円 (令和 5 年 6 月分報告省令レート)。

<sup>14</sup> 1 penalty unit は、2023 年 1 月 1 日以降、275 豪ドル。

<sup>15</sup> Transparency Register. AEC website <[https://www.aec.gov.au/parties\\_and\\_representatives/financial\\_disclosure/transparency-register/](https://www.aec.gov.au/parties_and_representatives/financial_disclosure/transparency-register/)>

<sup>16</sup> Broadcasting Services Act 1992, No.110. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00068>>